

岡山市告示第 148 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その区域を示した図面は、岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 道路の種類、路線名及び区域

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	2 5 0 号	北区東中央町 1 番 101 先から 東区榎原 1 番 11 先まで
一般国道	4 2 9 号	北区門前 379 番 1 先から 北区掛畑 1294 番先まで
一般国道	4 8 4 号	北区建部町大田 68 番 1 先から 北区建部町品田 1950 番 7 先まで
県 道	岡山児島線	北区南中央町 2 番 124 先から 南区植松 17 番 1 先まで
県 道	倉敷玉野線	南区植松 523 番 2 先から 南区西高崎 56 番 33 先まで
県 道	岡山吉井線	北区表町三丁目 24 番 105 先から 北区中山下一丁目 1 番 102 先まで 北区南方一丁目 8 番 101 先から 北区牟佐 28 番先まで
県 道	岡山牛窓線	中区門田屋敷一丁目 65 番先から 東区千手 155 番 1 先まで
県 道	落合建部線	北区建部町川口 10 番 1 先から 北区建部町川口 1418 番 1 先まで
県 道	西大寺山陽線	東区西大寺中二丁目 468 番 1 先から 東区瀬戸町瀬戸 647 番 2 先まで
県 道	岡山港線	南区築港元町 5 番先から 北区十日市西町 35 番 8 先まで
県 道	岡山停車場線	北区駅元町 508 番先から 北区野田屋町一丁目 53 番 1 先まで
県 道	岡山玉野線	中区門田屋敷二丁目 14 番先から 南区郡 1868 番 3 先まで

県道	妹尾御津線	南区古新田 1207 番 1 先から 北区白石西新町 6 番 107 先まで 北区一宮 504 番 1 先から 北区御津宇垣 1476 番 1 先まで
県道	岡山賀陽線	北区田益 1302 番 1 先から 北区掛畑 1579 番先まで
県道	箕島高松線	南区箕島 2543 番 7 先から 北区大内田 1350 番 1 先まで 北区津寺 353 番 6 先から 北区高松 214 番 1 先まで
県道	総社三和線	北区三和 1152 番 1 先から 北区三和 1233 番 1 先まで
県道	佐伯長船線	東区瀬戸町塩納 1514 番先から 東区瀬戸町鍛冶屋 59 番 1 先まで
県道	飯井宿線	東区内ヶ原 944 番 4 先から 東区竹原 1629 番 3 先まで
県道	岡山赤穂線	北区学南町二丁目 142 番 2 先から 中区中井 454 番 1 先まで 東区瀬戸町瀬戸 285 番先から 東区瀬戸町万富 1129 番先まで 中区土田 87 番 4 先から 東区宍甘 235 番 1 先まで
県道	倉敷妹尾線	南区大福 369 番 8 先から 南区古新田 1168 番 2 先まで
県道	岡山倉敷線	北区野田三丁目 1 番 101 先から 北区撫川 1507 番 2 先まで
県道	大元停車場線	北区東古松 220 番 1 先から 北区大供一丁目 65 番先まで
県道	浦安豊成線	南区浦安南町 636 番 1 先から 南区豊成一丁目 127 番 3 先まで
県道	飽浦東児線	南区飽浦 1467 番 1 先から 南区飽浦 915 番 1 先まで
県道	原藤原線	北区原 383 番先から 中区藤原 55 番 1 先まで
県道	瀬西大寺線	東区西大寺東三丁目 345 番 1 先から 東区久保 172 番 1 先まで
県道	巖井野田線	北区西崎本町 856 番 2 先から 北区野田五丁目 18 番 106 先まで
県道	日応寺栢谷線	北区日応寺 845 番先から 北区吉宗 463 番 1 先まで

県道	川入巖井線	北区川入 144 番 2 先から 北区高柳西町 161 番 5 先まで
県道	真金吉備線	北区吉備津 1203 番先から 北区川入 964 番 1 先まで
県道	藤田妹尾線	南区藤田 428 番 1 先から 南区藤田 431 番先まで
県道	清音真金線	北区新庄下 1692 番 1 先から 北区加茂 16 番 6 先まで
県道	九幡東岡山停車場線	東区政津 376 番先から 中区下 490 番 3 先まで 東区升田 500 番 1 先から 東区政津 303 番 1 先まで
県道	津高法界院停車場線	北区学南町三丁目 962 番 5 先から 北区法界院 344 番 3 先まで
県道	吉備津松島線	北区中撫川 438 番 1 先から 北区中撫川 157 番 1 先まで
県道	寒河本庄岡山線	東区西大寺門前 104 番 1 先から 東区君津 1482 番先まで
県道	金甲山線	南区飽浦 925 番 1 先から 南区飽浦 1450 番先まで
県道	後楽園線	北区出石町一丁目 2 番 113 先から 北区石関町 5 番 3 先まで
県道	原尾島番町線	中区原尾島 579 番 1 先から 北区番町一丁目 1 番 29 先まで
市道	いずみ町・青江線	北区いずみ町 1 番 1 先から 北区青江一丁目 1149 番 7 先まで
市道	錦町・古京町線	北区丸の内一丁目 15 番 101 先から 中区古京町一丁目 2 番 6 先まで
市道	万成西町・津島京町線	北区谷万成二丁目 116 番 2 先から 北区津島京町一丁目 59 番 1 先まで
市道	弓之町 13 号線	北区弓之町 1 番 10 先から 北区弓之町 24 番 1 先まで
市道	南方・柳町線	北区駅前町一丁目 1 番 101 先から 北区柳町二丁目 7 番 101 先まで
市道	奉還町・駅元町 2 号線	北区奉還町一丁目 9 番 107 先から 北区駅元町 22 番 101 先まで
市道	駅元町 16 号線	北区駅元町 298 番 13 先から 北区駅元町 488 番 1 先まで

市道	昭和町4号線	北区昭和町20番1先から 北区昭和町35番先まで
市道	奉還町・駅元町1号線	北区駅元町342番1先から 北区駅元町298番11先まで
市道	駅元町・下石井線	北区駅元町445番27先から 北区下石井一丁目2番101先まで
市道	高柳東町・富町二丁目線	北区高柳東町148番9先から 北区富町二丁目248番1先まで
市道	西川原66号線	中区西川原66番5先から 中区東川原160番1先まで
市道	東川原39号線	中区東川原144番3先から 中区東川原245番1先まで
市道	浜62号線	中区浜617番1先から 中区浜116番5先まで
市道	浜・国富線	中区浜三丁目590番1先から 中区国富232番先まで
市道	西古松・下中野線	北区下中野411番1先から 北区下中野445番1先まで
市道	新保138号線	南区新保410番先から 北区下中野345番110先まで
市道	新保130号線	南区新保394番3先から 南区新保405番13先まで
市道	富田25号線	南区新保393番2先から 北区富田525番2先まで
市道	富田36号線	北区富田189番10先から 北区富田151番6先まで
市道	十日市西町19号線	北区十日市西町191番5先から 北区十日市西町60番7先まで
市道	十日市西町20号線	北区十日市西町59番1先から 北区十日市西町101番先まで
市道	富町19号線	北区富町二丁目170番5先から 北区富町二丁目57番先まで
市道	大和町1号線	北区津島東一丁目964番5先から 北区北方二丁目966番8先まで
市道	高柳西町28号線	北区高柳西町161番5先から 北区高柳西町158番1まで
市道	浦安西町・築港元町線	南区浦安西町27番1先から 南区築港元町5番2先まで

市道	鹿田町・富田線	北区鹿田町二丁目 202 番 8 先から 北区鹿田町二丁目 52 番 2 先まで
市道	鹿田本町・新保線	北区鹿田本町 52 番 4 先から 北区東古松一丁目 103 番 5 先まで
市道	浦安南町築港栄町線	南区浦安南町 492 番 8 先から 南区築港栄町 5 番 1 先まで
市道	築港元町・築港栄町線	南区築港元町 5 番 19 先から 南区築港栄町 7 番 8 先まで
市道	西大寺中野本町・西大寺中 1 号線	東区西大寺中野本町 476 番 4 先から 東区西大寺中二丁目 468 番 1 先まで
市道	伊島町二丁目吉宗線	北区伊島町二丁目 864 番 1 先から 北区吉宗 46 番 2 先まで
市道	大供表町西古松一丁目線	北区大供表町 316 番 1 先から 北区西古松一丁目 12 番 111 先まで
市道	西古松西町・西古松一丁目線	北区野田二丁目 9 番 102 先から 北区西之町 9 番 110 先まで
市道	鹿田町・旭東町線	北区鹿田町一丁目 8 番 110 先から 中区旭東町二丁目 558 番 3 先まで
市道	下足守・長野線	北区下足守 1897 番 4 先から 北区横尾 416 番先まで
市道	藤田・浦安南町線	南区藤田 2094 番 1 先から 南区浦安南町 493 番 1 先まで
市道	十日市中町・平井線	北区十日市中町 145 番 1 先から 中区平井一丁目 1769 番 1 先まで
市道	川入・中撫川 2 号線	北区川入 144 番 2 先から 北区中撫川 156 番 2 先まで
市道	川入・中撫川 3 号線	北区川入 144 番 7 先から 北区中撫川 436 番 1 先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（鉄道及び軌道の電柱並びに占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始の期日

令和3年4月1日